

品川区子ども・子育て計画

(案)

平成 26 年 6 月

品 川 区

目次

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
4 計画の策定体制	
第2章 計画の基本的な考え方	2
1 基本方針	
2 基本施策	
第3章 品川の子ども・子育ての現状と計画	4
1 人口と出生の現状	
2 子育て支援の現状	
第4章 子ども・子育て支援事業計画	10
1 教育・保育提供区域の設定	
2 幼児期の学校教育・保育	
3 地域子ども・子育て支援事業	
4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供および推進体制の確保の内容	
第5章 第3次次世代育成支援対策推進行動計画	33
第6章 計画の推進	33
1 計画の推進体制	
2 進捗状況の管理	

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

少子化の急速な進行や待機児童の増加など、家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化が指摘されています。この環境の変化に対応するため、子育てをしやすい環境の整備を行い、地域の子ども・子育て支援の充実を図るとともに、次の世代を担う子どもたちが健全に成長できる社会を目指す必要があります。

このような子どもと子育てをめぐる社会的背景のもと、国は平成24年（2012年）8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させました。これらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度（2015年度）から本格的にスタートするにあたり、区市町村は質の高い幼児期の学校教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。

策定する「品川区子ども・子育て支援事業計画（以下「支援事業計画」という）」は、子ども・子育て支援の取組を一層促進するために策定するものです。この支援事業計画では、保育需要を把握し、教育・保育施設等の整備計画を策定し、「品川区次世代育成支援対策推進行動計画（後期）（以下「行動計画」という）」では後期行動計画の理念を継続し、更に5年間の計画を策定します。

品川区では、平成17年に「品川区次世代育成支援対策推進行動計画（前期）」を、平成22年に「行動計画」を策定し、子育て支援施策や保育・教育事業の充実をはかってきましたが、行動計画の根拠法である「次世代育成支援対策推進法」が10年間延長されたことから、引き続き行動計画の継続を図ることとしました。そのため行動計画を支援事業計画と一体化した上で、パブリックコメントを実施し、「品川区子ども・子育て計画（案）」を策定しました。

また平成21年に策定された「品川区長期基本計画」においても「未来を創る子育て・教育都市」を都市像に掲げています。特に、保幼小連携の取組を進めるなど、全国的に見ても先進的な施策を展開しています。平成25年度の長期基本計画の中間見直しにおいても、待機児童対策の推進を個別施策に位置づけるとともに、基本方針に「子育て、親育ちを支援する」として、総合的な子育て施策を推進し、子どもの健全な発達が保障される社会をめざし、子どもと子育てを支援する地域社会の構築をめざします。

2 計画の位置づけ

（1）法的位置づけ

支援事業計画は、「子ども・子育て支援法」の基本理念（第2条）と「子ども・子育て支援の意義に関する事項」を踏まえ、同法第61条を根拠に同法第77条第1項で設置している「品川区子ども・子育て会議（以下「会議」という）」で委員の意見を聴取して策定します。また、当会議は行動計画の策定と推進のために設置された「品川区次世代育成支援対策推進協議会」も兼ねています。

（2）関連計画との関係

計画は、品川区基本構想・品川区長期基本計画の部門別計画であり、品川区の関連する障害福祉計画等の諸計画との整合性を保ちながら策定しています。

3 計画の期間

計画は、平成 27 年度（2015 年度）を初年度とし、平成 31 年度（2019 年度）までの 5 年間を一期として策定します。なお、計画に基づく施策の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても、各年度ごとに点検・評価をしていきます。

4 計画の策定体制

この計画の策定にあたって、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に基づく「品川区子ども・子育て会議」の場で内容等の審議を行います。当会議は、品川区内の保護者や子ども・子育て支援事業者、学識経験者等により構成されています。

第2章 計画の基本的な考え方

計画は、品川区長期基本計画を踏まえ、策定してまいります。

「品川区子ども・子育て計画」の基本理念（案）

～みんなで支えあい、子どもの笑顔輝く、魅力のある子育て・子育て環境づくり～

乳幼児期は人格形成の基礎を培い、学童期は生きる力を育むため、調和のとれた発達を図る重要な時期です。これらの時期は、子どもたちが人として生きていく土台をつくるため、地域住民が一体となって支え、人間関係を構築するための基礎づくりや心身の健全な発達を通じて、一人ひとりの個性が尊重され、自己肯定感をもって育まれる環境づくりが必要です。

また、子育てとは、子どもの成長等を通じて親も親として成長していく喜びや生きがいをもたらす尊い営みであり、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向きあえる環境を整えながら、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていく必要があります。

上記内容を踏まえ、品川区のこれまでの先駆的に取り組んできた子育て事業や子育て環境のさらなる充実に向けて、「品川区子ども・子育て計画」を推進するうえでの基本理念を「みんなで支えあい、子どもの笑顔輝く、魅力のある子育て・子育て環境づくり」と設定します。

<長期基本計画>（参考）

1 基本方針

子育て、親育ちを支援する

子育てを巡る環境が変化する中、子育ての第一義的責任は親（保護者）にあることを前提としつつ、子どもの健やかな育ちを地域社会全体で支えていく必要があります。すべての子どもの健全な発達が保障される社会をめざし、親が子育ての喜びをとおして自覚と自信を持つことができる、子どもと子育てを支援する地域社会を構築します。

2 基本施策

○親と子がともに学び・育つ環境をつくる

親育ちを総合的、計画的に支援し、親と子がともに学び、育つ環境を整備します。

(個別施策)

- ①子育ての自覚と責任をもつ“親育ち”の促進
 - ・親育ちサポート事業の充実
 - ・「家族いっしょに楽しいごはん」運動の推進
- ②子どもの心と体の育成支援体制の充実
 - ・健やか親子支援事業の充実
 - ・すくすく赤ちゃん訪問事業の推進

○子育て力のある地域社会をつくる

子育てを支える地域社会の結びつき等が希薄になりがちな社会状況で、地域の多世代、多様な主体の参加を促して、子育て力のある地域社会をつくります。

(個別施策)

- ①地域の子育て支援人材の育成と活動支援
 - ・子育て支援ボランティア等の育成
 - ・ファミリー・サポート事業の推進
- ②保護が必要な子どもと家庭への支援
 - ・子ども家庭支援センター事業の充実
 - ・要保護児童対策地域協議会（こども家庭あんしんねっと協議会）の運営充実

○子育て支援・教育機能を拡充・強化する

子育てで孤立化しないように子育て家庭全体を支援します。子育て家庭の経済的負担の軽減や就学前の子どもに対する質の高い乳幼児の教育環境の充実をはかります。

(個別施策)

- ①子育て支援にともなう相談および利用調整の充実
 - ・子育てプランの作成支援
- ②待機児童対策の推進
 - ・私立認可保育園の開設支援
 - ・短時間就労対応型保育事業の充実
 - ・認証保育所の運営支援
 - ・保育ママ事業の開設支援
- ③在宅子育て支援拠点の充実
 - ・地域子育て支援拠点事業の充実
 - ・チャイルドステーション事業の充実
- ④乳幼児教育の充実
 - ・就学前乳幼児教育の充実
- ⑤保育園・幼稚園における特別支援教育の充実
 - ・保育園・幼稚園における特別支援教育の充実
- ⑥子育て家庭の経済的負担の軽減
 - ・各種助成事業の運用

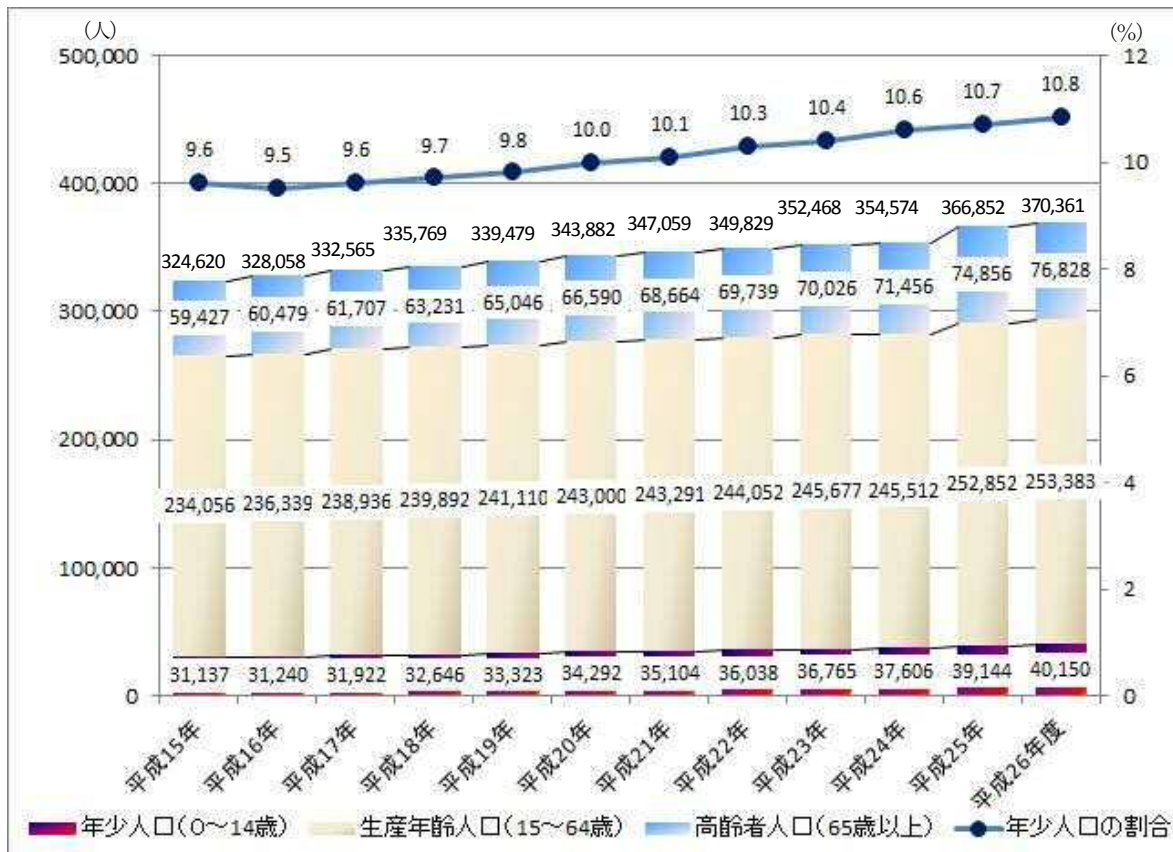
第3章 品川区の子ども・子育ての現状と計画

1 人口と出生の現状

①年齢三区分別人口の推移と年少人口の割合

品川区の年少人口は増加傾向にあり、平成26年には40,150人となっています。総人口に占める割合も上昇傾向にあり、平成26年には10.8%となっています。

図1-1 年齢三区分別人口の推移と年少人口の割合



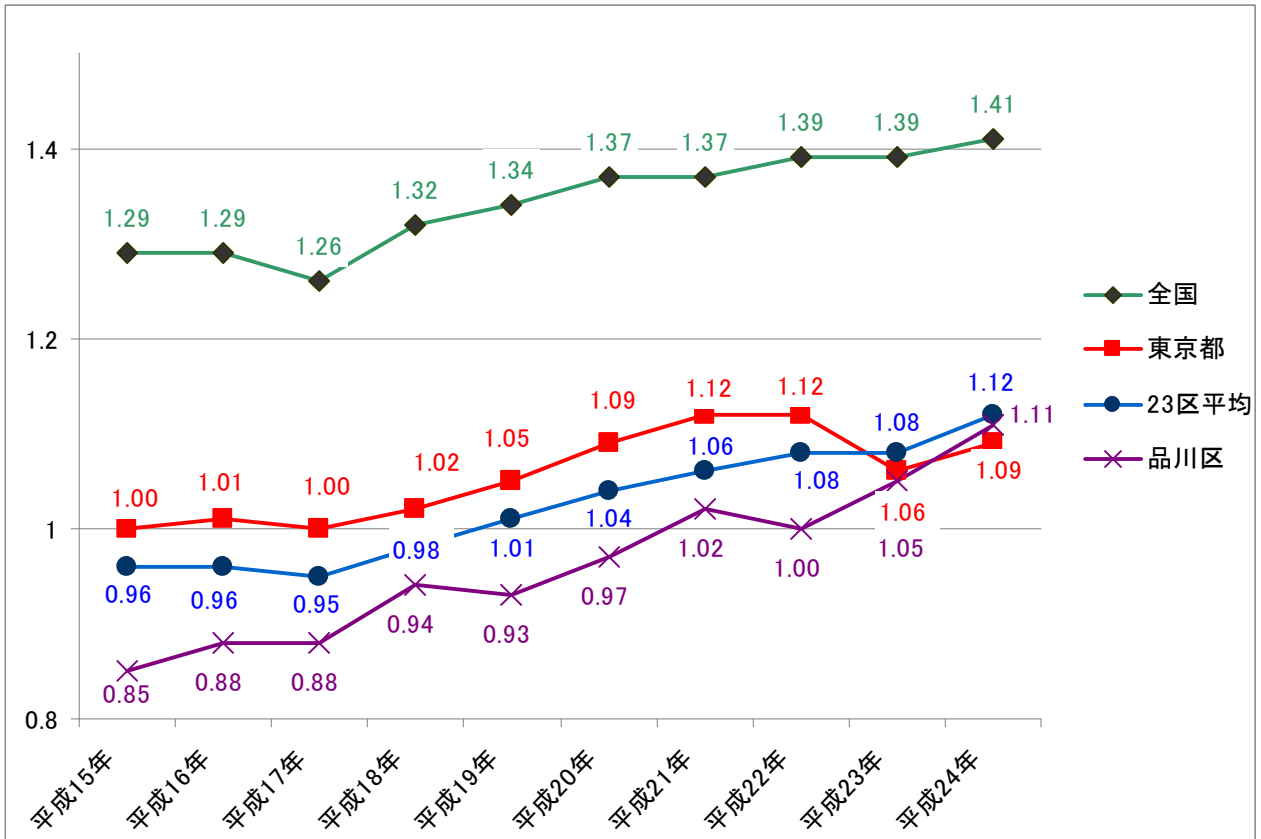
(品川区住民基本台帳：各年4月の人口)

※ 住民基本台帳法の一部改正に伴い、平成25年から外国人を含む。

②合計特殊出生率の推移

品川区の合計特殊出生率は全国や東京都の水準を下回って推移してきましたが、概ね上昇傾向にあります。平成24年には1.11で平成15年に比べて0.26ポイント上昇し、都の値を上回りました。

図1-2 合計特殊出生率の推移

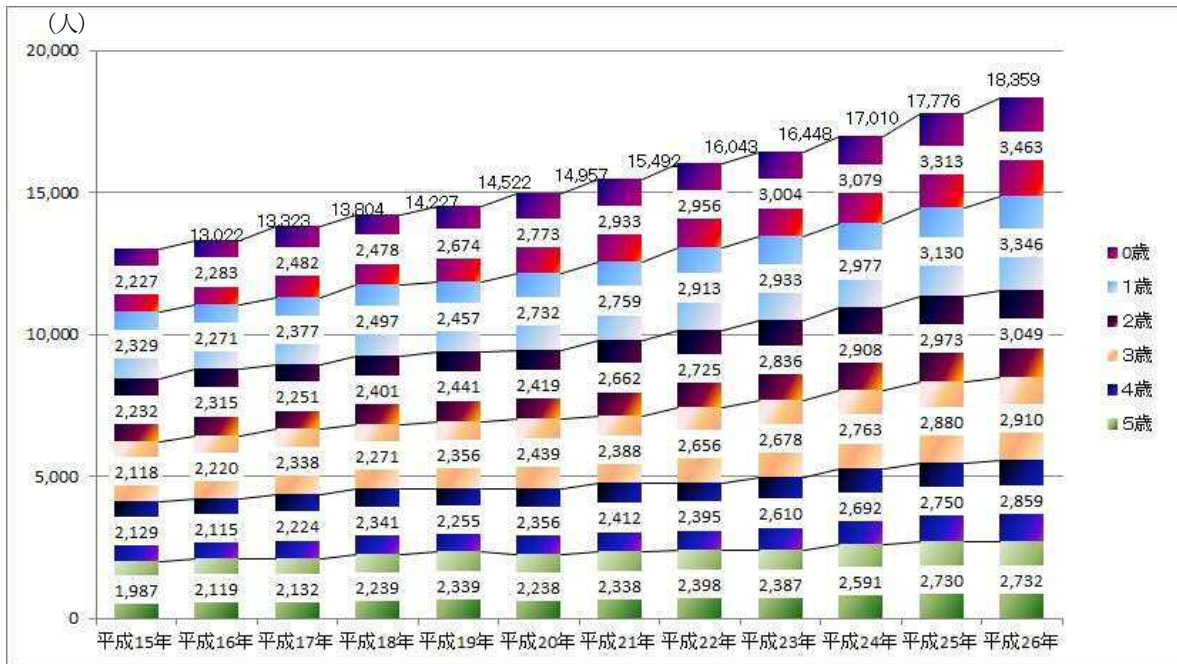


東京都福祉保健局（人口動態統計）

③就学前人口の推移

品川区の就学前人口の年齢別推移を見ると、就学前人口は増加傾向にあり、平成15年から26年の11年間で41.0%増加しています。

図1-3 就学前人口の年齢別推移



(品川区住民基本台帳：各年4月1日の人口) ※平成25年から外国人を含む。

④就学前人口の年齢別推計

品川区の就学前人口の年齢別推計を見ると、就学前人口は平成27年をピークに増加から減少に転じ、平成31年には16,795人になると推測されています。

図1-4 就学前人口の年齢別推計



(保育課資料：平成25年4月1日現在の住民基本台帳人口を基準人口とした。) *外国人を含まない。

2 子育て支援の現状

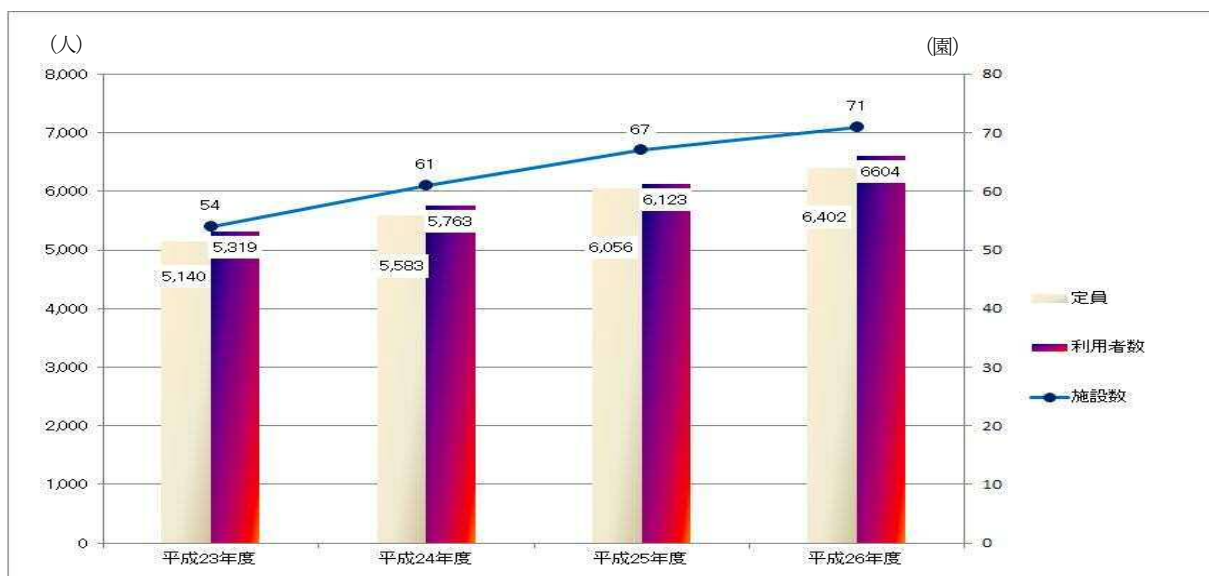
(1) 教育・保育施設の現状

(各年4月1日現在・幼稚園のみ5月1日現在)

①認可保育園の定員・利用者数・施設数

品川区の認可保育園は、平成25年度に6園、平成26年度に4園増加して、71園となっています。平成23年度から平成26年度に、定員数は1,262人増えて6,402人に、利用者数は1,285人増えて6,604人に増加しています。(定員・施設数は区内のみ、利用者数は区内および区外施設の区民の利用人数)

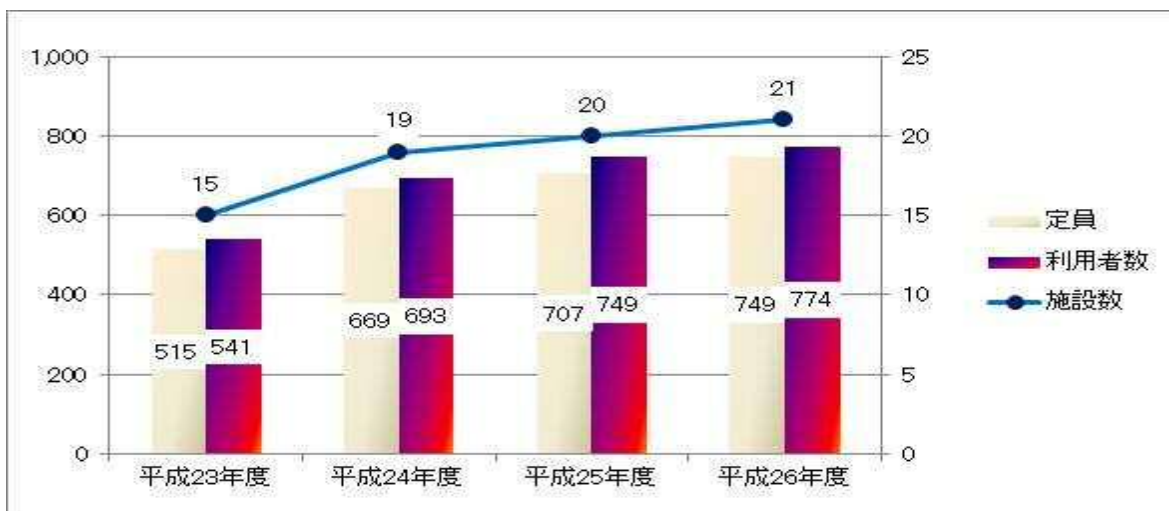
図2-1 認可保育園の定員・利用者数・施設数



②認証保育所の定員・利用者数・施設数

品川区の認証保育所は、平成25年度に1園、平成26年度に1園増加して、21園となっています。平成23年度から平成26年度に、定員数は234人増えて749人に、利用者数は233人増えて774人に増加しています。

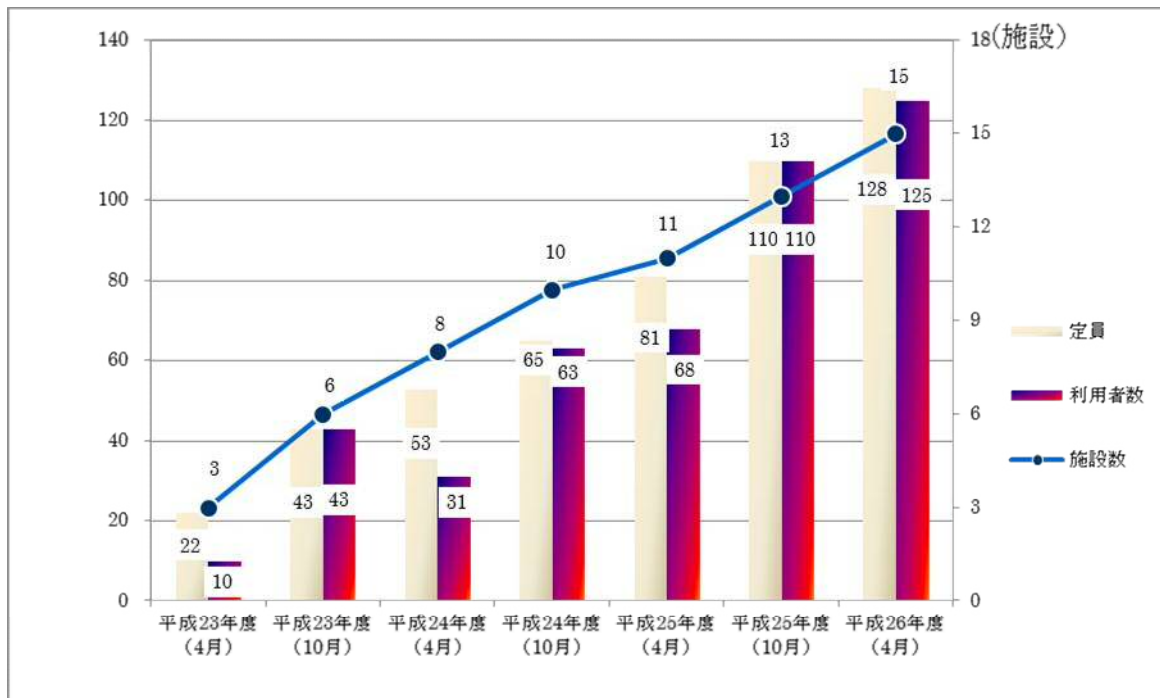
図2-2 認証保育所の定員・利用者数・施設数



③家庭的保育事業（保育ママ）の定員・利用者数・施設数

品川区の保育ママの実施箇所は、平成25年度に3施設、平成26年度に4施設増加して、15施設となっています。平成23年度から平成26年度に、定員数は106人増えて128人に、利用者数は115人増えて125人に増加しています。

図2-3 保育ママの定員・利用者数・施設数



④幼稚園の施設数・利用者数

品川区の幼稚園は、平成24年に私立幼稚園が1園減って19園となっています。利用者数は、区立幼稚園ではやや増加傾向にあり、平成25年には657人となっています。私立幼稚園では平成25年にやや減って3,261人となっています。

図2-4 幼稚園の施設数・利用者数



※私立幼稚園の利用者等の数値は未確定。

⑤教育・保育施設の利用の推移（認可保育園・認証保育所・家庭的保育事業・幼稚園）

教育・保育施設の利用の推移を見ると、定員率（0～5歳児の人口に占める定員の割合）、利用率（0～5歳児の人口に占める区民利用者の割合）ともに上昇傾向にあります。また、認可保育園への申込み者数も上昇傾向にあります。待機児童数は平成24年まで減少傾向にありましたが、平成25年度以降は増加傾向にあります。

表1-1 教育・保育施設の利用の推移（全体）（人）

年度 (平成)	0～5歳児 の人口(A)	区内施設 定員(B)	区民利用者 計(C)	区内施設 定員率 (B) / (A)	利用率 (C) / (A)	認可保育園 申込み者数	待機児童数
21	15,492	8,695	8,937	56.1%	57.7%	1,544	123
22	16,043	9,147	9,480	57.0%	59.1%	1,771	66
23	16,448	9,766	9,952	59.4%	60.5%	1,688	61
24	17,010	10,470	10,652	61.6%	62.6%	1,865	50
25	17,776	10,954	11,119	61.6%	62.2%	2,021	62
26	18,359					2,483	128

*定員は区内施設の定員。ただし、幼稚園は在園児数で把握。

*区民利用者は区内および区外施設の区民の利用者。

*平成25年度の人口から、外国人が含まれます。(以下、同じ)

表1-2 教育・保育施設の利用の推移（3歳未満）（人）

年度 (平成)	0～2歳児 の人口(A)	区内施設 定員(B)	区民利用者 計(C)	区内施設 定員率 (B) / (A)	利用率 (C) / (A)	認可保育園 申込み者数	待機児童数
21	8,354	2,141	2,359	25.6%	28.2%	1,319	121
22	8,594	2,352	2,643	27.4%	30.8%	1,465	60
23	8,773	2,657	2,872	30.3%	32.7%	1,445	61
24	8,964	3,055	3,212	34.1%	35.8%	1,558	47
25	9,416	3,346	3,445	35.5%	36.6%	1,650	58
26	9,858	3,546	3,781	36.0%	38.4%	2,076	124

表1-3 教育・保育施設の利用の推移（3歳以上）（人）

年度 (平成)	3～5歳児 の人口(A)	区内施設 定員(B)	区民利用者 計(C)	区内施設 定員率 (B) / (A)	利用率 (C) / (A)	認可保育園 申込み者数	待機児童数
21	7,138	6,554	6,578	91.8%	92.2%	225	2
22	7,449	6,795	6,837	91.2%	91.8%	306	6
23	7,675	7,109	7,080	92.6%	92.2%	243	0
24	8,046	7,415	7,440	92.2%	92.5%	307	3
25	8,360	7,608	7,674	91.0%	91.0%	371	4
26	8,501					407	4

※私立幼稚園の利用者等の数値は未確定。

第4章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

区は、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、品川区全域をひとつの区域として設定します。

2 幼児期の学校教育・保育

(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

区は、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。区に居住する子どもについて、「現在の認定こども園、幼稚園、保育園、家庭的保育事業（保育ママ）、認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

① 保育の必要性の認定区分

- 1号認定（19条1項1号に該当：教育標準時間認定）3～5歳 幼児期の学校教育
- 2号認定（19条1項2号に該当：満3歳以上・保育認定）3～5歳 保育の必要性あり
- 3号認定（19条1項3号に該当：満3歳未満・保育認定）0～2歳 保育の必要あり

② 年齢区分

表2-1 平成25年度 区民利用者（平成25年4月1日現在の人口 17,776人）

幼稚園利用者数・率 (3～5歳)	保育施設利用者数 (3～5歳)	保育施設利用者数 (0～2歳)	在宅子育て (0～5歳)
	3,495人	3,445人	
	保育施設利用者数・率 (0～5歳)		
4,179人 23.12%	6,940人 39.04%	6,657人 37.84%	

表2-2 平成27年度 教育・保育の需要量見込み（平成27年4月1日の推計人口 18,019人）

1号認定 (3～5歳)	2号認定(3～5歳)		3号認定 (0～2歳)	在宅子育て (0～5歳)
	幼稚園利用者の想定	その他		
	304人	4,523人		
3,595人	4,827人		4,340人	
幼稚園利用者数・率 利用率(3～5歳)		保育施設利用者数・率 利用率(0～5歳)		
3,899人 21.64%		8,863人 49.19%		5,257人 29.17%

表2-3 各年齢別 教育・保育の量の見込み（ニーズ量）

(人)

認定区分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号認定	3歳児	1,168		1,234	1,304	1,180	1,169	1,173
	4歳児	1,497		1,190	1,231	1,301	1,173	1,162
	5歳児	1,514		1,171	1,190	1,231	1,297	1,171
	計	4,179		3,595	3,725	3,712	3,639	3,506
2号認定	3歳児	1,291	1,350	1,658	1,751	1,583	1,570	1,575
	4歳児	1,124	1,229	1,593	1,649	1,742	1,571	1,556
	5歳児	1,080	1,127	1,576	1,602	1,659	1,747	1,576
	計	3,495	3,706	4,827	5,002	4,984	4,888	4,707
3号認定	0歳児	679	738	889	887	877	850	830
	1歳児	1,374	1,504	1,694	1,674	1,670	1,679	1,629
	2歳児	1,392	1,535	1,757	1,588	1,571	1,576	1,585
	計	3,445	3,777	4,340	4,149	4,118	4,105	4,044

※平成25年度、平成26年度は実数

※3号認定の0歳児の量の見込みは、平成25年度第3回品川区子ども・子育て会議で、人口に対して比率30%と決定した。

(2) 提供体制の確保の内容およびその実施時期（年度別、施設型給付・地域型保育給付別）

① 教育・保育施設、地域型保育事業の確保方策（案）

区は、計画期間について、「量の見込み」に対応するように「確保の内容」を定め、必要な教育・保育施設および地域型保育事業を整備します。

表2-4 各認定別 教育・保育の量の見込みに対する確保方策(案) (人)

認定区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号認定 (3-5歳・ 教育標準時 間認定)	量の見込み①	3,595	3,725	3,712	3,639	3,506
	確保方策(案)計②	3,969	3,969	3,969	3,969	3,969
	(内訳)					
	施設型給付	3,969	3,969	3,969	3,969	3,969
	地域型給付	0	0	0	0	0
	地方単独事業	0	0	0	0	0
	② - ①	374	244	257	330	463
2号認定 (3-5歳・ 保育認定)	量の見込み①	4,827	5,002	4,984	4,888	4,707
	確保方策(案)計②	3,893	4,064	4,235	4,406	4,577
	(内訳)					
	施設型給付	3,752	3,923	4,094	4,265	4,436
	地域型給付	0	0	0	0	0
	地方単独事業	141	141	141	141	141
	② - ①	△934	△938	△749	△482	△130
3号認定 (0-2歳・ 保育認定)	量の見込み①	4,340	4,149	4,118	4,105	4,044
	確保方策(案)計②	4,043	4,198	4,353	4,508	4,663
	(内訳)					
	施設型給付	3,142	3,261	3,380	3,499	3,618
	地域型給付	173	209	245	281	317
	地方単独事業	728	728	728	728	728
	② - ①	△297	49	235	403	619

※施設型給付対象施設 認定こども園、認可保育園、幼稚園

※地域型給付対象事業 家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、
居宅訪問型保育事業

※地方単独事業対象施設 東京都認証保育所

3 地域子ども・子育て支援事業

区は、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

区は、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定します。

(1) 利用者支援に関する事業（利用者支援）

利用者支援に関する事業は、子ども・子育て支援に係る情報提供、利用希望に基づく相談について、子どもまたは子どもの保護者が身近場所で必要な時に支援が受けられる事業を行います。

(現在の品川区の取り組み)

①しながわっ子 子育てかんがるープラン（保育課）

妊娠中の方から小学校就学前のまでの保護者を対象に、ライフスタイルに応じた子育て支援事業の紹介や情報提供などを行い、相談に応じながら子育てプランを作成する支援を実施しています。

表3-1 しながわっ子 子育てかんがるープラン実績数 (件)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
相談件数	221	259	384

②子育てひろば事業相談（子育て支援課）

少子化や育児の孤立化に伴う子育ての不安等の対応として、児童センターで子育て相談を実施しています。

表3-2 子育てひろば事業相談件数実績数 (件)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
相談件数	3,315	4,193	3,308

表3-3 利用者支援に関する事業の量の見込みと確保方策（案） (件)

量の見込み ①					
事業名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
しながわっ子 子育てかんがるープラン	500	500	490	490	470
確保方策（案） ②					
しながわっ子 子育てかんがるープラン	500	500	490	490	470
② — ①	0	0	0	0	0

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育園の保育時間は、児童福祉施設最低基準上は8時間が原則ですが、保護者の労働時間やその他の状況を考慮して、保育時間を定められることになっています。小学校就学前の子どもの保育に係る希望時間帯を勘案して、適切と考えられる目標事業量を設定していきます。

(現在の品川区の取り組み)

①延長夜間保育（保育課）

勤務時間や通勤時間の都合で基本開園時間（午前7時30分から午後6時30分）を超えて保育が必要な世帯を対象に実施しています。

表4-1 延長保育の実施園数 (か所)

実施時間	公立保育園	私立保育園
午後7時30分までの延長保育実施園	30	1
午後8時までの延長保育実施園	—	1
午後8時30分までの延長保育実施園	7	17
午後9時までの延長保育実施園	—	2
午後10時までの延長保育実施園	6	—
延長早朝保育の実施園	—	3
計	43	24

表4-2 公立園延長保育の利用状況（延べ人数） (人)

年度（平成）	1時間延長	2時間延長	夜間	合計	利用者数
23	67,840	24,479	5,346	97,665	2,457
24	70,551	22,597	4,633	97,781	2,503
25	70,494	19,884	3,904	94,282	2,521

表4-3 私立園延長保育の利用状況（延べ人数） (人)

年度（平成）	早朝保育	1時間延長	2時間延長	合計	利用者数（推計）
23	550	14,566	5,524	20,640	519
24	735	23,632	9,081	33,448	856
25	1,198	34,078	12,236	47,512	1,270

表4-4 時間外保育事業の量の見込み（ニーズ量） (人)

ニーズ量				
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
3,270	3,264	3,245	3,201	3,116

(検討課題①)

時間外保育事業は、新制度の対応（保育の必要性に応じて保育標準時間（11 時間保育）と保育短時間（8 時間保育）の 2 区分を設定）により、保育短時間利用者の利用量が増加することが見込まれるため、ニーズ量の補正増を検討する必要がある。

「短時間保育」の区分に認定される児童は、保育基本時間（8 時間）を超えた場合、時間外保育事業の対象となる。平成 26 年度の入園申込み者のうち、短時間保育が想定される割合（26.3%）を利用量の増加分として、増加率（126.3%）をニーズ量に乗算して補正を行う。

表 4-5 時間外保育事業の量の見込み (人)

量の見込み					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
時間外保育事業	4,130	4,122	4,098	4,043	3,936

表 4-6 時間外保育事業の確保方策（案） (人)

確保方策（案）					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
時間外保育事業	4,130	4,122	4,098	4,043	3,936

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

小学校就学前の子どもに係る保育との連続性を重視して、放課後児童健全育成事業に係る利用希望を勘案して、適切な目標事業量を設定していきます。

（現在の品川区の取り組み）

①すまいるスクール（子育て支援課）

放課後や土曜日、夏休みなどの長期休業日に、子どもが安全に学習や遊び、スポーツができる場所として、「すまいるスクール」を全小学校に開設し、学校や地域のボランティア、PTAの協力を得ながら、多彩な事業を展開しています。

表5-1 すまいるスクール登録数・登録率 (人)

	平成25年3月末		平成26年3月末	
	児童数	登録数	児童数	登録数
全児童数	13,230	9,320	13,365	9,470
うち低学年	6,706	6,317	6,847	6,429
うち高学年	6,524	3,003	6,518	3,041
1校平均	348	245	361	256
登録率	—	70.4%	—	70.9%

表5-2 すまいるスクール参加児童数（延べ人数） (人)

	平成25年3月末		平成26年3月末	
	平日	土曜	平日	土曜
全児童数	680,308	46,428	682,177	41,195
1日平均	2,788	960	2,808	824
登録参加率	29.9%	10.3%	29.7%	8.7%

表5-3 放課後児童健全育成事業の量の見込み（ニーズ量） (人)

	ニーズ量				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
全児童数	6,742	6,956	7,178	7,351	7,547
うち低学年	4,032	4,174	4,261	4,338	4,440
うち高学年	2,710	2,782	2,917	3,013	3,107

(検討課題②)

区で実施している「すまいるスクール（放課後児童健全育成事業）」の対象は全児童である。以上のことからニーズ量を実績値に合わせて補正する。

表5-4 放課後児童健全育成事業の区としての量の見込みと確保方策（案）（人）

量の見込み ①					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
全児童数	10,236	10,591	10,920	11,140	11,429
うち低学年	7,064	7,307	7,465	7,595	7,781
うち高学年	3,172	3,284	3,455	3,545	3,648
確保方策（案） ②					
放課後児童健全 育成事業	10,236	10,591	10,920	11,140	11,429
② — ①	0	0	0	0	0

(4) 子育て短期支援事業

(短期入所生活援助（ショートステイ）事業／夜間養護等（トワイライトステイ）事業)

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育して行くことが一時的に困難な場合に利用できる事業です。利用意向調査による利用希望量を勘案し、また他の子育て援助活動支援事業等による対応を考慮し、適切な目標事業量を設定していきます。

(現在の品川区の取り組み)

①子育て家庭在宅サービス事業・障害者自立支援法による給付（子育て支援課）

《短期入所生活援助（ショートステイ）事業》

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行います。

表6-1 子育て短期支援事業（ショートステイ）事業実績数（子育て支援課） (人、人日)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数	14	11	9
延べ利用日数	37	45	20

《夜間養護等（トワイライトステイ）事業》

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かります。宿泊も可能。

表6-2 夜間養護等（トワイライトステイ）事業実績数（子育て支援課） (人、人回)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数	64	81	89
延べ利用回数	222	338	324

表6-3 子育て短期支援事業（ショートステイ）の量の見込み（ニーズ量） (人日)

ニーズ量				
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
947	945	938	925	901

(検討課題③)

子育て短期支援事業（ショートステイ）のニーズ量は、実績値と比較すると大きな乖離が見られることから、ニーズ量の補正を検討する必要がある。

利用意向調査において、全利用者のうち「ひとり親家庭」の利用意向日数（調査による利用したい平均日数 16 日）が実績値（平均利用日数 5 日）と乖離しているため、利用意向日数を実績値に置き換えてニーズ量を補正する。

表 6-4 子育て短期支援事業（ショートステイ）の量の見込み (人)

量の見込み					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
子育て短期支援事業	520	519	516	508	495

表 6-5 子育て短期支援事業（ショートステイ）の確保方策（案） (人)

確保方策（案）					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
子育て短期支援事業	520	519	516	508	495

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、医学的にも乳児期早期は母親が育児不安を強く感じるため、保健センター等による家庭訪問を実施する事業です。出生数等を勘案して、適切な目標事業量を設定していきます。

(現在の品川区の取り組み)

①すくすく赤ちゃん訪問事業（保健センター・子育て支援課）

生後4か月までの乳児のいる家庭に助産師・保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行います。訪問を受けられなかった家庭にも、児童センター職員が民生児童委員等の協力を得て訪問し、各種の子育て支援情報の提供や交流会への参加を促し、育児不安の解消を図っています。

表7-1 すくすく赤ちゃん訪問事業訪問件数等 (件)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度
訪問件数		2,455	2,672	2,828
内訳	保健センター	2,402	2,642	2,810
	児童センター	53	30	18
出生通知票受理件数		2,387	2,505	2,574
出生数		3,255	3,346	3,566
訪問率		75.4%	79.9%	79.3%

※訪問率は、訪問件数を出生数で除した数値。

表7-2 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保方策(案) (件)

量の見込み ①					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
訪問件数	2,667	2,750	2,864	2,834	2,765
訪問率	90.0%	93.0%	98.0%	100.0%	100.0%
確保方策(案) ②					
訪問件数	2,667	2,750	2,864	2,834	2,765
② - ①	0	0	0	0	0

(6) 養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

当事業は、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。児童福祉法第6条の3第5項に規定する要支援児童および特定妊婦、同条第8項に規定する要保護児童の数を勘案して、適切な目標事業量を設定していきます。

(現在の品川区の取り組み)

①養育支援訪問（子育て支援課）

子育て支援センター（家庭あんしんセンター内）では、保健所・保健センター等の関係機関と連携して、親の不適切な養育態度、極度の養育不安等、子どもの健全な成長に懸念が持たれる家庭に対して、児童虐待の予防的支援を行います。

表8-1 養育支援訪問実績数 (件)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
育児支援ヘルパー派遣	212	294	377
児童虐待予防的支援	373	299	232

表8-2 養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業の量の見込みと確保方策（案） (件)

量の見込み ①					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
養育支援件数	600	600	600	575	575
確保方策（案） ②					
養育支援件数	600	600	600	575	575
② - ①	0	0	0	0	0

(7) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の事業を実施するものです。基本的な事業として、交流の場の提供・交流促進、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報提供、子育て・子育て支援に関する講習等があります。利用希望等を勘案して、適切な目標事業量を設定していきます。

(現在の品川区の取り組み)

①地域子育て支援センター（子育て支援課）

- ・子育て相談事業－地域の子育て家庭に対する相談・援助、子育てに関する情報の提供を行います。
- ・地域組織化活動事業－地域子育てを支援するため、各種育児講座の開催や子育て家庭に対し交流の場や機会を提供しています。

表9-1 地域子育て支援センター乳幼児利用実績数 (人日、件)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ利用者数	4,581	3,660	3,368
利用者数(月平均)	382	305	281
子育て相談件数	59	50	36

※子育て相談件数は表3-2の内数

②児童センター事業（子育て支援課）

児童センターは、児童福祉法による児童厚生施設で、児童に健全な遊び場を提供し、児童の健康を増進し、情操をゆたかにすることを目的としています。子どもたちに遊び場と機会を提供し、自立援助を行うだけでなく、子育て家庭を支援するため、子育て相談や親子のひろば等の充実を図っています。

表9-2 児童センター乳幼児利用実績数 (人日)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ利用者数	207,566	229,493	237,232
利用者数(月平均)	17,297	19,124	19,769

「親子のひろば」

友達との交流、母親同士の子育ての交流などを主な目的として、手遊び、紙芝居、季節行事、工作、体操などを通して、親子で楽しいひと時を過ごしています。

表9-2-1 親子のひろばの実施回数・利用者数(表9-2の内数) (か所、人日、人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
クラブ数	98	101	103
実施回数	3,128	3,298	3,274
延べ利用者数	52,236	53,123	59,769
利用者数(月平均)	4,749	4,829	5,434

③地域交流室ポップンルーム（保育課）

在宅で子育て中の就学前の乳幼児と保護者の方を対象に地域交流室を開放しています。交流室は、荏原保健センター内にあります。保育士が見守り、安全・安心で衛生的に行っています。

表9-3 地域交流室ポップンルーム実績数 (人、日)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ利用者数	4,640	5,128	4,743
利用者数（月平均）	387	427	386
実施日数	246	246	246

表9-4 地域子育て支援拠点事業の量の見込み（ニーズ量）と確保方策（案） (人回/1月あたり)

ニーズ量 ①					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
地域子育て支援拠点利用件数	22,523	21,669	21,488	21,331	20,984
確保方策（案） ②					
地域子育て支援拠点利用件数	22,523	21,669	21,488	21,331	20,984
② - ①	0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主として昼間において、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。利用希望把握調査による利用希望量を勘案し、また他の子育て援助活動支援事業等による対応を考慮し、適切な目標事業量を設定していきます。

(現在の品川区の取り組み)

①②預かり保育（保育課）

区立幼稚園では、教育時間終了後から在園児を対象として、就労形態の多様化に伴う社会要請に対応し、保護者の就労支援と幼児が健やかに養育する環境を整備するため、預かり保育を行っています。

表 10-1 区立幼稚園等預かり保育実施施設数・延べ利用者数 (か所、人日)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施施設数	10	10	10
延べ利用者数	32,521	36,281	40,910

表 10-2 私立幼稚園預かり保育（きんだあくらぶ）実施施設数・延べ利用者数 (か所、人日)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
補助金対象園数	7	7	7
延べ利用者数	43,684	46,259	51,459

③ - 1 一時保育（保育課）

区内在住の保護者が病気や出産、就職活動などで、子どもの保育ができない時に一時的に保育園で預かる制度です。

表 10-3 一時保育の利用実績（公立保育園） (人、人日)

保育事由		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
死亡・行方不明	人数	0	1	0
	人日数	0	6	0
入院・通院	人数	164	166	194
	人日数	490	692	696
看護	人数	34	5	43
	人日数	172	43	325
幼稚園休園	人数	88	71	81
	人日数	534	380	487
緊急一時	人数	5	17	14
	人日数	6	43	21
その他	人数	156	111	112
	人日数	834	529	270
合計	人数	447	371	444
	人日数	2,036	1,693	1,799

※上記表中の「幼稚園休園」の利用者は、表 10-7 一時預かり事業の量の見込み（ニーズ量）の「② 3～5 歳幼稚園利用者（2号）」の対象となる。

表10-4 一時保育の利用実績（私立保育園）

（か所、人日）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施保育園数	9	8	9
延べ利用者数	2,292	1,135	1,311

③-2 生活支援型一時保育（オアシスルーム）（保育課）

在宅で子育てをしている保護者がリフレッシュ、通院、買い物等、臨時的・短期的な就労の理由で一時的な保育を希望される場合に時間単位の一時預かりを行い、在宅子育て家庭の負担軽減と保護者のリフレッシュを図ります。

表10-5 生活支援型一時保育（オアシスルーム）の実施場所数・延べ利用者数

（か所、人日）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施場所数	8	8	8
リフレッシュ	2,665	2,792	2,860
通院・出産	1,849	2,563	2,247
ショッピング	357	329	290
美容院	400	380	379
学校等の行事	2,052	2,178	2,147
カルチャースクール	1,204	1,276	1,092
仕事	1,635	1,899	2,005
その他	1,612	1,596	1,566
合計	11,774	13,013	12,586

③-3 緊急一時保育奉仕員（保育課）

保護者の死亡・失踪・離別等により緊急かつ一時的に保育に欠ける状態にある児童を奉仕員が自宅で預かる制度です。

表10-6 緊急一時保育奉仕員の人数・延べ利用者数

（人、人日）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
奉仕員数	2	2	2
延べ利用者数	271	61	300

表10-7 一時預かり事業の量の見込み（ニーズ量）

（人日）

	ニーズ量				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①3～5歳 幼稚園利用者（1号）	60,264	62,465	62,232	61,001	58,766
②3～5歳 幼稚園利用者（2号）	79,040	81,952	81,640	79,976	77,012
③0～5歳 上記①と②以外	223,778	221,153	219,682	217,066	211,909

(検討課題④)

一時預かり事業のニーズ量は、実績値と比較すると大きな乖離が見られることから、ニーズ量の補正を検討する必要がある。

1. ①3～5歳幼稚園利用者（1号）と②3～5歳幼稚園利用者（2号）の補正について

表10-8 (参考) 3歳～5歳児の人口推計値と増加率

	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
3歳～5歳 人口推計	8,046	8,815	9,137	9,103	8,923	8,596
増加率(%)		109.56	113.56	113.14	110.90	106.84

※平成25年度は実数

表10-9 (参考) 幼稚園の一時預かり事業の実績 (人日)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
(ア) 就労以外に伴う延べ利用者数	18,428	19,509	21,516
(イ) 就労に伴う延べ利用者数	57,777	63,031	70,853
計	76,205	82,540	92,369

一時預かり保育の利用者は、幼稚園の在園児が基本となる。表10-9の平成25年度の(ア)就労以外に伴う延べ利用者数と(イ)就労に伴う延べ利用者数の利用実績値に、表10-8の増加率を乗算して量の見込みの算出を行う。

表10-10 一時預かり事業の量の見込み (人日)

	量の見込み				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①3～5歳 幼稚園利用者(1号)	23,572	24,433	24,342	23,861	22,986
②3～5歳 幼稚園利用者(2号)	77,625	80,461	80,161	78,576	75,697

2. ③0～5歳の補正について

表10-11 (参考) 在宅者と幼稚園利用者の人口比率と補正ニーズ量

	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳～5歳 人口推計	17,776	18,019	17,992	17,884	17,640	17,171
在宅者と 幼稚園利用者数	10,836	8,852	8,841	8,782	8,647	8,420
人口比率 (%)	60.96	49.13	49.14	49.11	49.02	49.04
(ウ) 人口比率に よる補正ニーズ量		109,942	108,675	107,886	106,406	103,920

※平成25年度は実数

表10-12 (参考) 0～5歳児対象の一時保育事業の実績 (表10-3から表10-6の合計)
(人日)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実績計	16,373	15,902	15,996

表10-13 (参考) 生活支援型一時保育(オアシスルーム)の平成25年度実績

利用定員枠①	利用実績②	利用率(②/①) ③
16,994 人日	12,586 人日	74.06 %
利用可能な年間時間数④	年間利用時間数⑤	利用率(⑤/④) ⑥
152,946 時間	58,180 時間	38.04 %

生活支援型一時保育(オアシスルーム)の利用率を勘案してニーズ量の補正を検討する。表10-11の(ウ)補正ニーズ量に、表10-13の平成25年実績の利用率を乗算して補正する。(案1、2)

表10-14 一時預かり事業の量の見込み (人日)

	量の見込み				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用率③74.06% (案1)	81,423	80,485	79,900	78,804	76,963
利用率⑥38.04% (案2)	41,822	41,340	41,040	40,477	39,531

表10-15 一時預かり事業の確保方策(案)

(人日)

	確保方策(案)				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①3～5歳 幼稚園利用者(1号)	23,572	24,433	24,342	23,861	22,986
②3～5歳 幼稚園利用者(2号)	77,625	80,461	80,161	78,576	75,697
③0～5歳 上記①と②以外	43,494	43,494	43,494	43,494	43,494

(9) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

病児・病後児保育事業は、地域の児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業、および保育中に体調不良となった児童を保育園の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。利用意向調査による利用希望量を勘案して、適切な目標事業量を設定していきます。

(現在の品川区の取り組み)

①病児保育（保育課）

区内在住で、保育園や幼稚園等に通園している子どもが病気のため、集団保育が困難で保護者が勤務の都合上、家庭で保育ができない場合に子どもを医療機関で一時的に預かります。

表 11-1 病児保育の実施施設数・延べ利用者数 (か所、人日)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施施設数	1	2	2
延べ利用者数	241	271	691

②病後児保育（保育課）

区内在住で、保育園や幼稚園等に通園している子どもが病気の回復期のため、集団保育が困難で保護者が勤務の都合上、家庭で保育ができない場合に子どもを保育園で一時的に預かります。

表 11-2 病後児保育の実施施設数・延べ利用者数 (か所、人日)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施施設数	3	4	4
延べ利用者数	1,185	1,261	1,107

表 11-3 病児保育事業の量の見込み（ニーズ量）

ニーズ量(人日)				
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
36,248	36,192	35,975	35,483	34,541

(検討課題⑤)

病児保育事業のニーズ量は、実績値と比較すると大きな乖離が見られることから、ニーズ量の補正を検討する必要がある。

平成 25 年度の利用可能な年間定員は 7,040 人（内訳：病児 2,080 人、病後児 4,960 人）、実際の利用人数は、年間 1,798 人（内訳：病児は 691 人、病後児は 1,107 人）から利用率（25.54%）を算出し、ニーズ量に乗算して補正する。

表 11-4 病児保育事業の量の見込み (人日)

	量の見込み				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
病児保育事業	9,258	9,243	9,188	9,062	8,822

表 1 1 - 5 病児保育事業の確保方策（案）

（人日）

	確保方策（案）				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
病児保育事業	7,040	7,040	7,690	7,690	7,690

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。子どもを一時的に第三者に預けた日数の実績に基づき、一時預かり事業等の他の事業による対応の可能性も勘案して、適切な目標事業量を設定していきます。

（現在の品川区の取り組み）

①ファミリー・サポート事業（子育て支援課）

育児の援助を受けたい人（依頼会員）と援助できる人（提供会員）の会員組織「ファミリー・サポート・センター」を区内2ヶ所に設置し、地域で子育てを支えあう仕組みづくりを行っています。

表12-1 ファミリー・サポート・センター活動状況

(1) 平塚ファミリー・サポート・センター

(人、件)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
提供会員数	234	229	257
依頼会員数	1,581	1,708	1,952
提供兼依頼会員数	29	24	23
活動件数	3,746	3,739	2,775

(2) 大井ファミリー・サポート・センター

(人、件)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
提供会員数	170	190	193
依頼会員数	921	1,085	1,329
提供兼依頼会員数	21	21	23
活動件数	3,129	3,791	3,741

表12-2 子育て援助活動支援事業の量の見込み（ニーズ量）と確保方策（案）（人日）

量の見込み ①					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
子育て援助活動 件数	1,273	1,318	1,346	1,370	1,403
確保方策（案） ②					
子育て援助活動 件数	1,273	1,318	1,346	1,370	1,403
② - ①	0	0	0	0	0

※ニーズ量の対象者は5歳のみ

(11) 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦検診）

妊婦に対して健康診査を実施する事業は、母子保健法第13条で、自治体が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことを規定されていることを根拠に実施している事業です。出生の届出や母子手帳の発行件数等を勘案して、適切な目標事業量を設定していきます。

(現在の品川区の取り組み)

①妊婦健康診査（健康課）

妊婦の健康管理と流産・早産の防止、母・児童の障害予防を目的として、専門医療機関に委託して健診を実施しており、1妊娠期間中、妊婦健康診査を14回までと、超音波検査を1回の公費助成を行っております。

表13-1 妊婦健康診査（指定医療機関実施） (枚数)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
妊婦健康診査 (1回目受診票)	3,448	3,702	3,810
妊婦健康診査 (2～14回目受診票)	33,550	33,983	38,177

表13-2 妊婦に対して健康診査を実施する事業の量の見込みと確保方策(案) (枚数)

量の見込み ①					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
妊娠届出数(件)	3,628	3,620	3,577	3,469	3,385
1回目受診票	3,263	3,256	3,217	3,120	3,044
2～14回目受診票	31,728	31,661	31,285	30,340	29,600
受診票件数計	34,991	34,918	34,502	33,460	32,644
確保方策(案) ②					
受診票作成件数	34,991	34,918	34,502	33,460	32,644
② - ①	0	0	0	0	0

4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供および推進体制の確保の内容

認定こども園の設置数、設置時期と普及に係る考え方、質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割および推進方策、幼保小連携の取組の推進、幼保小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携に関することを記載します。

第5章 第3次次世代育成支援対策推進行動計画

核家族化や少子化等に対応するための総合的な子育て環境づくりをする事業

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたって、区内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育園・幼稚園など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、区民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

2 進捗状況の管理

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価することが重要であると考えます。子ども・子育て支援の推進においては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、この取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検および評価を各年度で行い施策の改善につなげていきます。